

**軽度者に係る対象外種目の福祉用具貸与の  
取扱いについて**

---

**2018年9月**

**長野市介護保険課サービス担当**

## 1. 算定の可否の判断基準

要支援1・2及び要介護1の認定者※(以下「軽度者」という。)の指定福祉用具貸与費について、その状態像から見て使用が想定しにくい種目(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できません。

ただし、軽度者であっても、厚生労働省告示第94号第31号のイ(以下「厚生労働大臣が定める者のイ」という。)の状態像に該当する場合は指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断は次のとおりです。

### (1) 対象者と対象外種目の福祉用具

対象者	対象外種目
要支援1・2 要介護1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす及び車いす付属品</li> <li>● 特殊寝台</li> <li>● 特殊寝台付属品</li> <li>● 床ずれ防止用具</li> <li>● 体位変換器</li> <li>● 認知症老人徘徊感知機器</li> <li>● 移動用リフト(つり具の部分を除く。)</li> </ul>
要支援1・2 要介護1・2・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)</li> </ul>

### (2) 算定の可否の判断基準

#### 1) 要否の判断手順

- ① 《別表1》に基づき、貸与が必要な対象外種目に該当する「厚生労働大臣が定める者のイの状態像」と「基本調査の直近の結果」を照合します。
- ② 車いす(二)と移動用リフト(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能なる者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断します。

基本調査の直近の結果の取扱い方法	<p>▶ 月の途中で区分変更申請をしたが、<u>認定調査を受ける前に</u>、急な本人死亡等の事由で<u>区分変更申請を取下げた場合は</u>、<u>区分変更申請前の認定調査の結果</u>を用います。</p> <p>▶ または、月の途中で区分変更申請し、<u>認定調査を受けたが認定結果が出る前に本人死亡した場合は</u>、<u>直近の認定調査の結果</u>を用います。</p> <p>※ 認定結果が出ない間に、<u>緊急に対象外種目が必要となり</u>、なおかつ、「厚生労働大臣が定める者のイ」の状態像に該当すると判断した場合は、<u>認定調査の結果を待たずに長野市へ福祉用具貸与理由書の提出が可能</u>です。</p>
------------------	---

《 別表 1 》

福祉用具貸与の算定可否の判断基準

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (利用者等告示第三十一号のイ)	厚生労働大臣が定める者のイに該当する状態像基本 調査①(認定調査票)の直近の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」に該当する
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(長野市へ「理由書」の提出は不要) → 主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケマネジメントにより、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」に該当する
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」に該当する
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」に該当する
エ 認知症老人徘徊感 知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外に該当する 又は
		基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」に該当する 又は
		基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外に該当する その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外に該当する	
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)  【留意点】 ▶ バスリフトについては、(一)又は(二)の状態像で判断する。 ▶ 昇降座椅子については、(二)の状態像で判断する。(別紙Q&A参照) ▶ 段差解消機については、(三)の状態像で判断する。	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者(※例 バスリフト)	基本調査1-8 「3. できない」に該当する
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者(※例 昇降座椅子、バスリフト)	基本調査2-1 「3. 一部介助」または「4. 全介助」に該当する
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者(※例 段差解消機)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者(長野市へ「理由書」の提出は不要) → 主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケマネジメントにより、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。	
カ 自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」に該当する
	(二) 移動が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」に該当する

## 2) 基本調査の直近の結果が「厚生労働大臣が定める者のイ」の状態像に該当する場合の手順

### ① サービス担当者会議の開催

一連のケアマネジメントのプロセスを踏まえ、対象外種目が必要な状態像等に関する情報を担当者間で共有し、専門的な見地からの必要性等についてすべての担当者から意見（※注1）を求めます。

（※注1） 対象外種目の担当者会議だからといって、福祉用具貸与事業所のみと行っている事例が見受けられます。福祉用具貸与の場合は、新たに種目が追加されるごとに一連のケアマネジメントが必要になり、「ケアプランの変更時」と同様の取扱いとなります。ケアプランに位置づけるすべてのサービス担当者から意見を求めてください。

② 居宅介護支援事業所（担当ケアマネジャー）は、対象となる軽度者の認定調査票の内容について確認できる文書を福祉用具貸与事業所へ提供する。

〈 必要な部分の内容 〉

- ・ 認定調査の実施日時
- ・ 本人確認ができる部分
- ・ 認定調査票（基本調査①）の状態像の確認が必要な部分（該当する項目）

## 3) 基本調査の直近の結果が「厚生労働大臣が定める者のイ」の状態像に該当しない場合の手順

① 《別表1》の状態像に該当しない場合は、福祉用具貸与費の算定はできません。

② ただし、《別表1》の状態像に該当しない場合であって、次の（ア）～（ウ）までのいずれかに該当すると判断された場合は、以下の手順を踏まえ、長野市がその要否を判断することが可能です。

- （ア） 疾病等により状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- （イ） 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）
- （ウ） 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者  
（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）
- （注） 括弧内の状態は、あくまでも（ア）～（ウ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、（ア）～（ウ）の状態であると判断される場合もありうる。

#### 4) (ア)～(ウ)の状態像の判断手順

##### ① 医師の医学的な所見の確認

(ア)～(ウ)のいずれかの状態像が、医師の医学的な所見に基づき判断されていること。

(※注2)

〈 確認方法 〉

- ・ 認定調査の主治医意見書による確認
- ・ 医師の診断書による確認
- ・ 担当ケアマネジャーが主治医への聴取による確認（支援経過の記録）
- ・ 「医療と介護の連携票」による確認 等

(※注2) 医師の医学的な所見から、(ア)～(ウ)の状態像が判断される場合とは、現時点において、《 別表1 》の状態像に当てはまる旨が具体的に判断されていることが必要です。

現時点とは、認定調査を受けた時点での認定結果が《 別表1 》の状態像に該当していないが、現在の状態像が《 別表1 》の状態像に該当する場合をいいます。

※ 福祉用具貸与の状態像に関する医学的な所見だけでなく、サービス提供上あるいは療養上の留意点等、幅広い医学的な所見の入手に努めてください。

#### 【主治医の医学的な所見のポイント】

主治医からは、福祉用具の導入に同意する趣旨の所見を求めるのではなく、疾病等からくる(ア)～(ウ)の状態像に該当しているか否かの判断について医学的な所見を確認してください。

#### × 医師の医学的な所見から(ア)～(ウ)の状態像が判断できない事例

(所見事例1) 「関節リウマチのため関節痛があり、特殊寝台が必要である」

(所見事例2) 「がん末期のため、特殊寝台と床ずれ防止用具が必要である」

〈 所見事例1・2の指摘事由 〉

- ・ 疾病等があっても、(ア)～(ウ)のどの状態像に該当しているのか所見がないため、特殊寝台が必要であるのか判断できない。

〈 所見事例2の指摘事由 〉

- ・ がん末期であっても、(ア)～(ウ)のどの状態像に該当し、特殊寝台と床ずれ防止用具が必要であるのか判断できない。

## ② サービス担当者会議の開催

①の医学的な所見から判断された状態像に基づき、サービス担当者会議等を通じて関係者により福祉用具が特に必要であることが判断されていることを記録してください。

## ③ 長野市の確認（承認）を得る

利用の際には、事前に担当のケアマネジャーが必要書類を提出し、長野市の確認（承認）を得てください。

なお、提出書類等に不備があった場合は、返却となりますのでご注意ください。

〈 提出書類 〉

- ・ 軽度者の対象外種目に係る指定（介護予防）福祉用具貸与の理由書
- ・ 医師の医学的な所見の確認ができるもの
- ・ 介護予防サービス支援計画表又は居宅サービス計画書（１）、（２）表
- ・ サービス担当者会議の記録（適切なケアマネジメント結果を踏まえた記録）
- ・ 必要とする福祉用具のパンフレット（写し）

### 承認の場合

- 居宅介護支援事業所宛に結果通知を送付します。
- 福祉用具貸与期間は、軽度者の対象外種目に係る指定（介護予防）福祉用具貸与の理由書の提出日を貸与開始日とし、認定有効期間の満了日までとします。

### 非承認の場合

- 居宅介護支援事業所宛に結果通知を送付します。
- 非承認の場合は、介護保険の給付対象とはなりません。保険外（自費）で貸与することを制限するものではありません。

#### 【 留意事項及び変更点 】

- ・ 貸与期間終了後（認定期間更新時）も軽度者の認定を受け厚生労働省大臣が定める者のこの状態像に該当すると判断された場合は、所定の手続きを経てあらためて理由書を提出し、確認を受けてください。
- ・ **【変更点】** 要支援・要介護状態区分又は居宅介護（介護予防）支援事業所の変更があった場合には、所定の手続きを経て再度作成し、提出してください。
- ・ 認定調査の結果が《 別表 1 》の状態像に該当せず、長野市の確認（承認）を受けずに介護保険の算定を行った場合は、介護給付費の返還となりますので、ご注意ください。

## 5) 車いす・車いす付属品及び移動用リフトの場合の判断手順

### ・「車いす及び車いす付属品」

《別表1》アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」

### ・「移動用リフト」

《別表1》オの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

上記については、該当する認定調査票の基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断します。

#### 【 留意事項 】

サービス担当者会議では、上記下線の内容について具体的に検討した上で、軽度者であるが、例外的に対象外種目が必要な状態像である旨をサービス担当者全員で検討し、指定居宅介護（介護予防）支援事業所が貸与の可否を判断してください。

サービス担当者会議の要点（介護予防の場合は支援経過記録）にはその検討内容を具体的に記載し、例外的な給付を受ける根拠を明確にしてください。

サービス担当者会議の要点から、これらの内容が確認できない場合は、介護給付費の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

## 2. 福祉用具貸与事業所が行う基本調査結果による判断の方法

### 1) 担当の居宅介護支援事業者（担当ケアマネジャー）から対象となる軽度者の認定調査票の内容について確認できる文書を入手してください。

〈 必要な部分の内容 〉

- ・ 認定調査の実施日時
- ・ 本人確認ができる部分
- ・ 認定調査票（基本調査①）の状態像の確認が必要な部分（該当する項目）

#### 【 留意事項 】

「文書」とは、以下の記録でも差し支えありません。

- サービス担当者会議の要点に〈必要な部分の内容〉が記載されたもの
- ケアマネジャーから文書で〈必要な部分の内容〉が記載されたもの 等  
（※ 書式は問いません。）

- 2) 当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がない場合は、当該軽度者の「認定調査票の写し」を本人が情報開示することにより、入手してください。
- 3) 当該確認に用いた文書等について、サービス記録（福祉用具貸与サービス計画書及びサービス担当者会議の記録）と併せて保存しなければなりません。

### 3. 軽度者の福祉用具貸与についてのお問合せについて

---

軽度者の福祉用具貸与のご質問については、ケースごとに具体的な内容の確認が多いことから、申請等に不備が生じないためにも、窓口での質問又は質問票をご活用いただくようご協力をお願いいたします。

※ 質問票は、長野市高齢者活躍支援課ホームページ → 介護保険事業者の皆様へ「介護報酬及び指定基準についてのQ&Aについて」 → 3 保険者へ確認「長野市への質問票」に掲載

Q 1 車いすについては、認定調査項目の「歩行」が「できる」に該当する場合、長距離歩行ができない方や、屋外における歩行ができない方であっても、例外要件に該当しないと判断するのか。

A 1 長距離歩行ができない方や、屋外における歩行ができない方については、「歩行」が「できる」に該当する場合であっても、例外要件に該当しないと必ずしも判断されるわけではない。

すなわち、車いすの例外要件については、以前より、認定調査項目の「歩行」によるほか、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」としてケアマネジメントによる総合的な判断が認められており、地域の実情に応じて判断することとなる。  
(平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省老健局振興課通知「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」添付 2 Q 1 より)

Q 2 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。

A 2 認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することとなる。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要がある、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためである。

したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。

(平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省老健局振興課通知「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」添付 2 Q 2 より)

### \*\*\* よくある質問 \*\*\*

Q 3 新規（区分変更）申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱えばよいか。

A 3 主治医の意見を聴取したうえで、担当者会議を開催し、暫定プランを作成します。作成した暫定プランと担当者会議録、主治医の意見を聴取した内容がわかる書類を添付して理由書を提出してください。本市での承認後、貸与開始となります。

Q 4 要介護認定の申請中に暫定ケアプランで理由書の提出を事前に行い、市の承認を得て貸与を開始したが、認定結果が軽度者になった場合、再度理由書の提出は必要か。

A 4 改めての理由書の提出は不要です。ただし、認定結果確定後に新たな品目を追加で貸与する場合には、再度理由書を提出し、本市の審査を受けてください。

Q 5 軽度者に対する福祉用具貸与の届出（承認）をしている利用者が、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、要介護区分も同じになることが見込まれる場合、どのタイミングで市へ理由書の提出を行えばよいか。

A 5 更新後の認定有効期間が開始する前に必要書類を整えて理由書を提出してください。この場合は、更新後の認定結果が出ていないため、暫定プランとなり、A 3 の取扱いと同様です。

Q 6 福祉用具貸与にあたり、担当者会議を開催したが、緊急だったため、主治医の意見の聴取（又は回答）が間に合わなかった。担当者会議開催後に主治医の意見は聴取（又は回答）できたが、通常通り理由書の提出を行っても問題ないか。

A 6 主治医の所見に基づいて担当者会議を開催することと定められているため、主治医の意見を確認する前に行った担当者会議では軽度者に対する福祉用具貸与の算定要件を満たしていないため、理由書を受理することができません。この場合、主治医の意見を基に再度担当者会議を開催してください。

Q 7 がん末期の利用者が入院先から自宅へ退院した。主治医からは終末期の状態と言われ、余命も1ヶ月以内の宣告を受けている。入院中に主治医から医学的所見を聴取し、退院日の午後に自宅で担当者会議を開催した。しかし、担当者会議の翌日に病状が急変し、亡くなったため市への理由書の提出が間に合わなかった。この場合、退院日の利用開始日に遡って理由書の提出は認められるのか。

A 7 理由書の提出前の遡り給付は原則できません。したがって、利用者が死亡した後の理由書は受け付けできません。この場合は、ご家族や福祉用具貸与事業者と介護保険給付以外について検討していただくことになります。

Q 8 平成30年度報酬改定で、末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントプロセスが簡素化され、主治医の助言を得たうえで、サービス担当者会議の招集を行わず、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることが可能となったが、軽度者の福祉用具貸与についても、同様の取扱いは可能か。

A 8 平成30年度報酬改定では、「末期の悪性腫瘍の利用者について主治医等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治医等の助言を得た上で、ケアマネジャーがサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合」とありますが、軽度者の福祉用具貸与の場合は、所定の手続きを基準とするため、同様の取扱いとはしません。

【 軽度者に対する福祉用具貸与に係る判断フロー図 】

